

うきは市

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜！

空き家リポーター
「りのにゃ〜」





もくじ | Contents |



- ①空き家の問題点 2
- ②空き家は放置すると危ない 3
- ③まず、やれることから始めましょう 4
- ④空き家の管理 5
- ⑤空き家を売りたい、貸したい 6
- 知識1 空き家の解体、知識2 家財等の整理 7
- 知識3 相続、土地境界、登記等 8
- 空き家管理に関する法律の改正 9
- 空き家バンクとは 10
- 空き家リフォーム事業費補助金 11
- 空き家の家財等の処分経費補助 12
- 耐震改修補助制度 13
- 老朽危険家屋の解体費用補助 14
- ブロック塀等撤去費補助事業 15
- うきは市住宅関連補助金メニュー一覧 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

うきは市 空き家対策

令和6年5月発行

発行

うきは市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 久留米支店
〒839-0864 福岡県久留米市百年公園1-1
TEL.0942-32-7488

※掲載している広告は、令和6年4月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

広告

リフォームをお考えなら
大和ハウジングへご相談ください!!

キッチン	バスルーム	トイレ	洗面台
内装(床・壁・天井)	玄関ドア	サッシ	シャッター
給湯器	エコキュート	外壁	屋根
雨どい	塗装	フェンス	カーポート

「どこに頼めばいいかわからない…」
お住まいのお悩みはありませんか?

ハウジングギャラリーヤマト
Yamato Housing gallery Yamato

株式会社 大和ハウジング 〒839-1311 福岡県うきは市吉井町若宮 40-3

☎ 0943-76-5555

土曜・日曜も営業中 大和ハウジング 🔍 検索

売りたい人 貸したい人 大募集中!!

売地 売家 賃貸

不動産の事なら何でもお気軽にご相談ください。

あなたのまちの不動産情報センター (売買・仲介・賃貸) 株式会社ヤマト うきは 🔍 検索

株式会社 ヤマト

福岡県うきは市吉井町清瀬515番地 1

■ 宅地建物取引業免許 福岡県知事(5)第14175号

☎ フリーダイヤル 0120-368-400

①空き家の問題点

Q.これが空き家かわかりますか? ↓



A. 一目ではわかりません

これが空き家の一番の問題です。

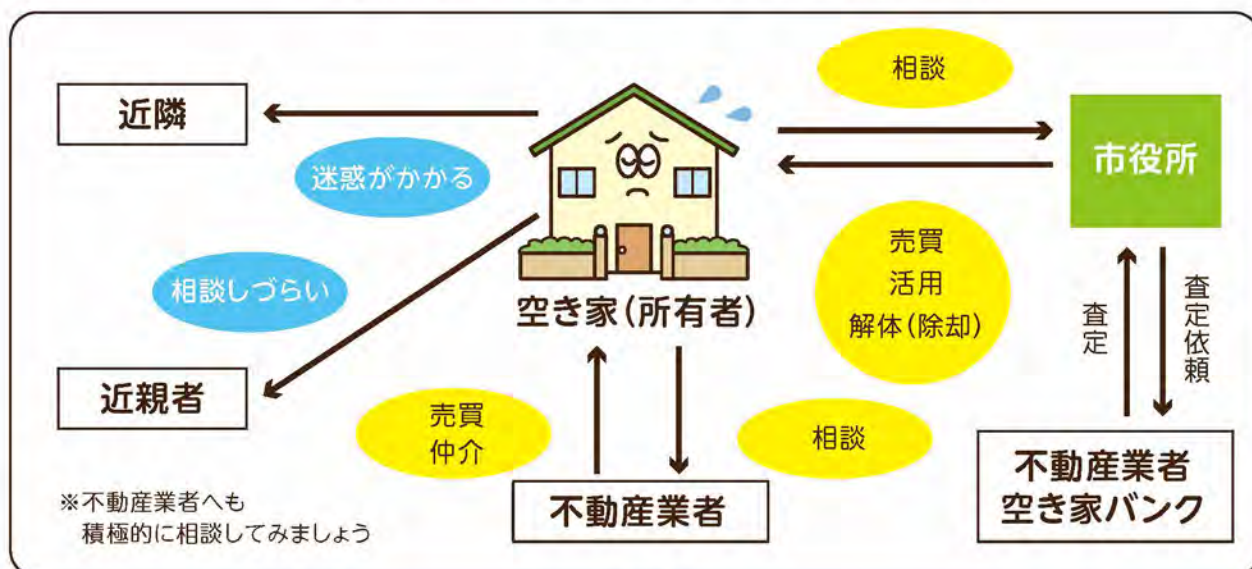
見るだけでは判断できない
空き家が多いのです。

現在増え続けている空き家は
「相続」「住宅寿命」「世帯数の減少」
など多くの問題を抱えています。

うきは市の空き家は、742戸(令和5年度調査時)

自分の家のこと、まずは、考えてみませんか。

空き家は所有者が行動しないとどうしようもありません。



広 告

限りある資源を未来へつなぐ

(株)ミユルステーション

事務所・店舗・飲食店等、ごみ処理のことなら何でもご相談ください
うきは市一般廃棄物収集運搬業許可業者 事業系一般廃棄物・産業廃棄物

■取扱品 金属くず・アルミ・非鉄金属・古紙類・倉庫ゴミ・事業系ゴミ(店舗・事務所・飲食店等)

うきは市吉井町桜井461番地1

TEL:0943-76-5757



0120-538-572

お見積り無料!! お気軽にお電話ください!!

②空き家は放置すると危ない

所有者には、**建物を管理する責任**があります。
 空き家を放置すると、地震による倒壊、台風等の強風による被害などが起きる可能性があります。
 適切に管理されない空き家の増加は、周りに迷惑をかけます。



価値が下がる

今後、空き家は増加し、世帯数は減少していきま
 す。また、人が住まなくな
 ってしまうと建物は急
 速に劣化し、使う人がい
 ない建物は価値が下がっ
 てしまいます。



屋根の破損

台風などで瓦が飛び、
 通行人や周囲の家に被害
 を与えるおそれがありま
 す。その多額の損害を賠
 償しないといけない可能
 性もあります。



悪臭

通行人などが敷地内に
 ゴミを捨て、悪臭等が発
 生し、衛生上の問題が生
 じます。



シロアリ

シロアリの被害で柱が
 弱くなり倒壊の危険性が
 増します。シロアリが住
 み着いてしまうと活用は
 難しくなります。



不審者の侵入

知らない人が家屋に侵
 入したり、住み着いたり
 する場となるおそれあり
 ます。



漏水

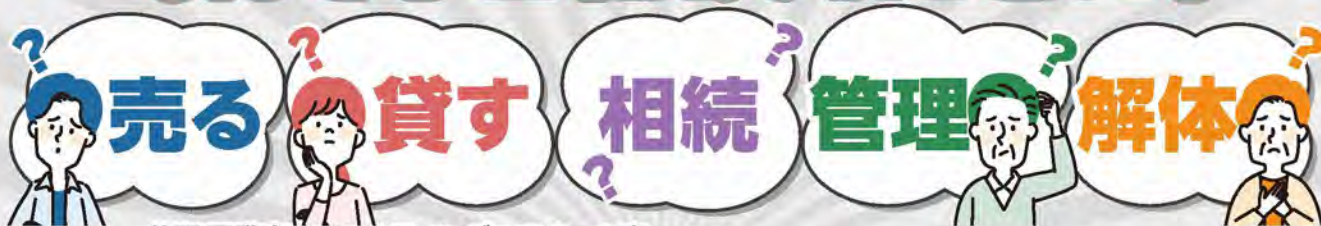
適宜管理に来ないと家
 屋の内部で漏水をしてし
 まっている場合があります。
 漏水のある場合は活
 用には修繕が必要です。



このような状態になると活用も難しくなります

広 告

なんでもご相談ください!



公認 不動産コンサルティングマスターの店

うきは不動産サービス

福岡県知事(3)第16725号

TEL(0943)76-9444

うきは市浮羽町西隈上3-38(うきは郵便局ソバ)

FAX(0943)76-9449

Mail: info@ukiha-kanri.com

③まず、やれることから始めましょう

わからない時は、市内の不動産会社にも相談してみましょう。



所有者の意思確認

生きておられる内に所有者の意思を確認することで大事なものが何かを把握することができます。

また、所有者本人への聞き取りも可能なため重要な情報を確認できます。



相続関係者の話し合い

空き家になってから、建物をどうするか決めるのは難しいことです。共同所有されている場合でも状況によっては、一人に負担がかかる可能性もありますので、事前に建物をどう活用していくのか話し合いが必要です。



権利関係の整理、家財整理

権利関係をきちんと整理することや仏壇の処分をすることも必要です。また、家財の整理や処分には時間や費用が掛かってしまいますので、生前に少しでも整理をすることが望ましいです。



図面等の確認

リフォームの履歴等をきちんと記録しておくことによって、物件の価値が変わってしまいます。分かる情報はまとめておくに困りません。



ライフラインのチェック

水道

管理のためには通水が必要です。通水をしないとトラップの封水がきれてしまい、悪臭や害虫の侵入経路になってしまいます。

ガス

ガス停止の手続きをした際に、ガスボンベを引き上げてもらいましょう。

電気

管理形態によって異なりますが、管理のときのみ使う場合はブレーカーを切っておきましょう。



広告

金属・古紙・ダンボール持込み歓迎致します。



うきは市一般廃棄物収集運搬業許可業者

有限会社

池内リサイクリング

お見積りは無料です。お気軽にご連絡下さい。

福岡県朝倉市杷木志波5971

☎0943-76-2889

FAX 0943-76-5107

④空き家の管理

空き家を管理する際は、最低限、以下の内容はチェックしましょう。



広告



sauken
注文住宅・リフォーム

**住まいを通じて
本物の感動を**

株式会社 総建

☎ 0943-77-2990 ☎ 0120-555-437
うきは市浮羽町朝田268-1
営業時間 9:00 ~ 18:00

⑤空き家を売りたい、貸したい

空き家を売る、貸す 相談前にチェック

□権利関係(相続、登記)を確認しましょう。
(相続や滅失登記が必要な場合は、司法書士に相談しましょう。)

□建物の状況を確認しましょう。
(雨漏り、シロアリはありますか?) (水道、電気は使えますか?)

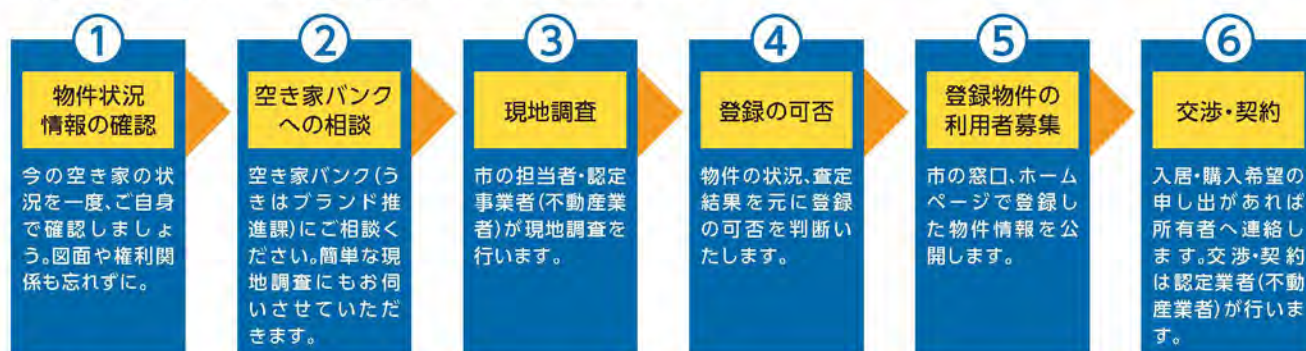
□図面、契約書など建物履歴がわかるものを整理しましょう。

□農地はありますか
(農地を扱う場合は、取引に制限や条件があります。)



うきは市空き家バンク

所有者から登録申込をうけた空き家を市ホームページ等に掲載し入居希望者に紹介する制度です。うきは市の空き家バンクは、取引の専門家である宅建業者が査定、仲介をするため、安心です。



【注意事項】

※未相続や共有名義の場合は関係者の承諾がないと登録できません。※シロアリや漏水などの劣化が著しく進行している物件は登録できません。
※物件の売買や賃貸には仏壇の廃棄、家財の処分が必要になります。※成約時は仲介手数料を担当認定事業者にお支払いください。



不動産業者と空き家バンクの違い／空き家バンクのほうが…

手続きに
時間がかかる

売り出し価格に
希望売却価格を
考慮することができない

市のホームページに
公開するため、多くの人に
見てもらうことが可能

→ NG の場合は不動産業者への相談がおすすめ

広 告

空き家の相談お待ちしております！

みのう住宅株式会社

福岡県知事許可(10) 第9337号

☎0943-75-5151

FAX 0943-75-4644

〒839-1321 福岡県うきは市吉井町39-6



山崎建設株式会社

代表取締役社長 工藤 雄二

総合建設業 一級建築士事務所 不動産業

本店 〒839-1321 福岡県うきは市吉井町 845-1
TEL:0943-75-5062 FAX:0943-75-5026

久留米営業所 〒839-0862 福岡県久留米市野中町 1297-1
TEL:0942-36-5362 FAX:0942-36-5368

E-mail : info@yama-saki.com

www.yama-saki.com



知識1 空き家の解体

空き家の老朽化が著しい、管理が困難など活用の見込めない場合には、放置することなく空き家を解体し、危険な状況にならないように改善しましょう。

●解体工事はどんな業者に頼めばいいか

土木工事業、建築工事業若しくはとび・土木工事業に係る建設業の許可を受けた工務店又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に相談しましょう。

●解体工事の目安は

物件の状況により、価格は大きく変動します。屋根が落ちたり、柱が折れかけている劣化が激しい空き家は解体費が非常に高くなります。

●解体はいつ壊したほうがお得か

建物の解体にはゴミの分別が必要です。したがって、朽ちてしまう前に解体をしたほうが分別の手間がかからず、費用も安くなります。



知識2 家財等の整理

●生前整理 **特に重要!**

ご本人の意思があるうちに身辺を整理することで、大事なものがわかります。また、不動産の名義や親族関係、リフォームの履歴など聞き取りができるため、親族も本人の意思を尊重することができます。

●仏壇の処分

仏壇の処分したい場合の引き取り依頼先は主に以下3つです。

・菩提寺 ・仏壇文具店 ・仏壇処分専門業者

●遺品整理

生前整理を全くしていないと遺族に負担が大きくなります。個人を思う気持ちから、遺品整理をするのが精神的につらい場合や、重要品が見つからない場合もあります。また、相親や人手不足、費用などの理由で長期間空き家になる可能性が高まります。

広 告

【公共工事】 下水道工事・橋梁下部工工事・砂防工事・護岸工事・舗装工事・公園工事・解体工事

【民間工事】 宅地造成工事・宅内排水設備工事・外構工事・解体工事・その他土木一式工事

建造物解体工事 土木工事



株式会社 稲富組



うきは市吉井町富永2095番地

TEL:0943-75-3062



知識3 相続、土地境界、登記等

●所有権（相続）

空き家の管理は基本的に民法の「保存行為（財産の現状を維持する行為）」なので、持ち分にかかわらず、共有者の一人で行うことができます。

しかし、建物の除却、売却する処分行為では全員の合意が必要です。

空き家活用等の内容に関する権限の有無		管理 保存行為	賃貸・改修 性質を変えない範囲内での利用又は改良	売却 処分行為	解体 処分行為
所有者		○	○	○	○
共有者の一人 または 共同相続人の一人	持ち分（相続分） 価格の過半数	○	○	× (全員一致のときのみ○)	× (全員一致のときのみ○)
	持ち分（相続分） 価格の過半数でない	○	×	×	×
近隣住民や自治会		×	×	×	×

●隣地境界線等

土地の境界がはっきりしないことは問題になってしまう可能性があります。そんな場合は紛争解決制度として、裁判所にて行う訴訟や調停あるいは、筆界が不明な場合は法務局による筆界特定制度等があります。

また、裁判手続きによらず、土地家屋調査士と弁護士との協働により、話し合いを通じて境界のトラブルを解決する手続きもあります。

●登記

登記を確認したら、昔に建てた建物の登記が残っていた。ということなどもよくあります。

その場合は、現況に合わせるために手続きが必要です。

広 告

土地の境界線が
分からない

土地を分けたい
(相続、土地の一部を売りたい)

土地の使い方が
変わった
(家を建てた・駐車場にした)

建物を建てた
増築した
取り壊した

うきは市の**土地家屋調査士**にお任せください!

高倉 廣吉

うきは市吉井町
334-2

☎0943-76-5454

小河 洋利

うきは市浮羽町朝田
653-1

☎0943-77-2317

河内 繁登

うきは市浮羽町朝田
576-1

☎0943-77-7578

岩佐 俊彦

うきは市吉井町
343-12

☎0943-75-5779

樋口 節美

うきは市浮羽町朝田
559-11

☎0943-77-8770

鎗水 慎介

うきは市吉井町福益
690-1

☎0943-76-3325

大石 勝博

うきは市吉井町
214-3

☎0943-76-4353

坂口 毅

うきは市吉井町
334-2

☎0943-76-5454

新井 誠大

うきは市吉井町
268-1

☎0943-75-2678

宮崎 桂樹

うきは市浮羽町新川
4626-1

☎0943-77-3681

《福岡県土地家屋調査士会 吉井支部》



空き家管理に関する法律の改正



1. 空き家所有者の責務が強化されました

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正され、令和5年12月13日より施行されました。今回の改正では空き家所有者の責務が強化され、「適切な管理の努力義務」に加えて、国、自治体の施策に協力する努力義務が課せられます。

● 空き家活用の要請

市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進できる「空家等活用促進区域」が新設され、この区域内にある空き家の所有者に対して、市区町村長から指針に合った活用を要請されます。

● 指導・勧告

放置すれば特定空家になるおそれのある「管理不全空家」が新設され、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告されます。

● 特定空家除却等の促進

周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」に対して、代執行の円滑化や、財産管理人による空家の管理・処分が規定されました。



2. 相続登記が義務化されました

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されました。

- 相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

- 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

上記のいずれについても、正当な理由（※）なく義務に違反した場合は10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

（※）相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の資料収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースなど。

広 告

うきは司法書士事務所

司法書士 森部 光一

- 不動産登記 ● 会社・法人登記
- 相続・遺言 ● 債務整理 ● 成年後見
- 裁判事務（簡裁代理、書類作成）

福岡県司法書士会所属 第1315号
簡裁訴訟代理認定番号 第629038号

うきは市浮羽町朝田559-11

TEL(0943)76-9811



心臓・生活習慣病
腎臓・人工透析
のご相談

うすい内科・循環器科

吉井町 白壁交流広場前

☎0943-75-2260



空き家バンクとは

所有者から登録申込をうけた空き家を市ホームページ等を通じて入居希望者に紹介する制度です。



全国のうきは市に住みたい人に情報提供ができます。

買い手、借り手が見つかりやすいから便利。

取引の専門家である宅建業者が間に入るから安心。

登録できる物件情報 うきは市内の空き家になっている戸建て住宅
(倉庫や店舗併設等でもOK)

- 未相続や共有名義の場合は、関係者の承諾がないと登録できません。
- 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係や社会的に非難される関係を有する人は登録できません。

物件の登録から契約までの流れ

1 売却・賃貸物件の登録

空き家バンク登録申込書に必要な書類を添えてうきはブランド推進課に提出してください。

登録申込書入手方法
市の窓口にて受取
又は
うきは市HPよりダウンロード

2 現地調査※立会いが必要です

市の担当者・認定事業者（不動産業者）が現地調査を行ない、審査のうえ空き家バンクに登録します。（登録期間2年）



3 利用者募集

市の窓口、ホームページで登録した物件情報を公開します。



4 交渉・契約

入居希望の申し出があれば所有者へ連絡します。交渉・契約は認定事業者をご紹介します。
※成約時は仲介手数料を担当認定事業者にお支払いください。



うきはは空き家紹介所（バンク）お問合せ先

うきはブランド推進課 地域振興係
うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市民センター2F
☎0943-76-9059 ✉ tiiki@city.ukiha.lg.jp

使えそうな空き家があるよ～

地域の方からの物件情報もお寄せください。



広 告

地域のみなさまに豊かな暮らしを



LIXIL
不動産ショップ



住まいのことなら

LIXILリフォームショップ

宅地建物取引業福岡県知事(3)第17298号 / 建設業許可福岡県知事(特-1)第108188号

おかげさまで創業134年

株式会社 古賀組

〒838-0023 福岡県朝倉市三奈木 2736-1

営業時間 8:30～17:30

ホームページはコチラ⇒

古賀組 不動産 / リフォーム 検索



お電話
下さい

不動産:0120-98-8839 / リフォーム:0120-99-3955

空き家リフォーム事業費補助金

うきは市では、市内にある空き家の有効活用と新たな定住者等への支援を図るため、空き家のリフォームを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



補助対象住宅(①、②の条件の両方を満たす住宅が対象となります)

- ①市内にあり、**現在住居として利用されていない中古の戸建て住宅**であること(ただし、賃貸目的で建設されたものは除く)
- ②売買契約が成立して**2年以内**であること



申請ができる人(①～③の条件をすべて満たす方が対象となります)

- ①補助対象住宅を**買う人**
- ②リフォーム工事完了日から起算して10年間、家の適正管理・有効活用に努めること
- ③申請者とその世帯員に市税等の滞納がないこと



補助対象事業

うきは市内に本店・支店等のある建築工事関連業者が実施する**住宅の台所、浴室、便所、洗面所、内装、外壁、屋根等**のリフォーム

※外構、車庫、倉庫、ガーデニング等のリフォームは補助対象外です。

※交付申請年度2月末日までのリフォーム完了・完了報告書の提出が必要です。



補助金の額

リフォーム経費の**5割**(上限**30万円・50万円・100万円**のいずれか)

※ほかの補助制度と併用して申請する場合は、経費から補助額を控除して計算します。

※移住者とはうきは市に転入後1年未満の人。

申請者	地区	限度額
移住者	姫治地区	100万円
	姫治地区以外	50万円
移住者以外	一律	30万円



申請の方法

リフォーム工事の契約前(工事開始1ヶ月前までに)に申請書・見積書などの添付書類を下記窓口へ提出してください。申請書は窓口もしくはうきは市ホームページから取得できます。

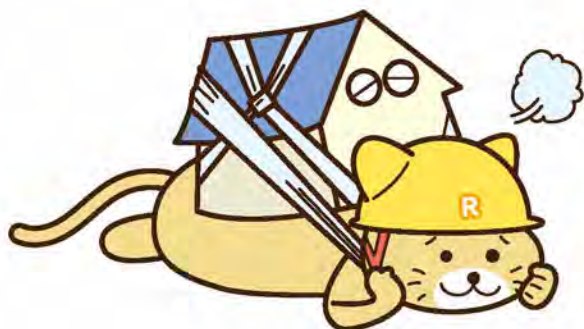
※警察・県庁等の確認を行ったのち、交付決定通知を発送しますので、それ以降の工事着手となります。

※受付は先着順になり、予算の額に達した場合は受付を終了します。

申請窓口・問い合わせ先

うきは市役所うきはブランド推進課 地域振興係 ☎0943-76-9059 FAX 0943-77-5557 ✉tiiki@city.ukiha.lg.jp

広告



特定建設業(建築一式)県知事(特-4)第36313号
建築士事務所登録 一般 県知事 第1-62419号

総合建設業 / 一級建築士事務所

YAMIZU 鑑水建設(株)

代表取締役 鑑水岳年
うきは市浮羽町流川 77-2
TEL.0943-77-5276 FAX.0943-77-5372

XYK HOME

空き家の家財等の処分経費補助

空き家バンクの活用促進のため、空き家バンクに登録した空き家の家財道具の処分に要した経費の一部を補助します。



1. 申請ができる人

- (1)～(2)の条件をすべて満たす方が対象となります。
 (1)空き家バンクに登録した空き家の所有者であること
 (2)補助金の交付を受けた日から2年以上、空き家バンクに登録する意があること

2. 補助対象経費

空き家及び付属する建物内の家財道具の処分に要する経費

3. 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内で上限5万円

4. 申請の方法

- (1)交付申請
 家財処分を行う1か月以上前までに申請書類を窓口に出してください。
 (2)実績報告
 家財処分が完了したら速やかに必要書類を窓口に出してください。
 (3)交付請求
 請求書により補助金の交付請求を行ってください。

5. その他

補助申請は、物件1軒当たり1回のみ申請可能となります。

お問合せ

うきはブランド推進課 地域振興係 ☎0943-76-9059



耐震改修補助制度



うきは市の耐震改修補助制度について

補助を受けるには、いくつかの条件に合致する必要がありますのでご注意ください。

補助内容	耐震改修工事に要する費用の一部を補助
補助対象者	☐ 木造戸建て住宅の所有者 ☐ 本市の市税を滞納していないこと ☐ 過去に市の耐震改修工事補助金の交付を受けたことがないこと ☐ 暴力団員でないこと
補助対象住宅	☐ 市内に存在すること ☐ 階数が2以下のもの ☐ 木造戸建て住宅 ※店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が2分の1未満のもの ☐ 昭和56年5月31日以前に建築または工事着工したもの ☐ 建築基準法及び関係法令に違反していないもの ☐ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、建物全体を1.0以上又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事を行うもの
申請書類	交付申請書(様式第1号)は、「うきは市役所2階 建設課」の窓口にてお渡しいたします。
担当窓口	うきは市建設課 建築係 ☎0943-75-4987

お住まいの地震に対する安全性を確保し、あなたとご家族をお守りするためには、耐震診断によりお住まいの現状を把握し、耐震改修設計により必要な補強策を練り、改修工事を行う必要があります。

(一社)福岡県住宅リフォーム協会の木造住宅の耐震エキスパートが、あなたのお住まいの安全・安心の確保をお手伝いします！

1 耐震診断 床下・小屋裏進入調査付

6,000円

※昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅が対象になります。

※「耐震診断アドバイザー」とは、県主催の講習会を受講し、県の登録を受けた建築士です。

2 耐震改修設計書・改修工事見積書

無 料

耐震改修工事

3 《改修内容》

- 屋根葺き材軽量化
- 耐震壁設置
- その他

【耐震改修工事費】
お客様負担額の目安
100万円

- 工費費180万円の場合
- 補助金80万円

※日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が、昭和25年から昭和55年に建築された建物で行った耐震改修工事の平均施工金額は約183万円です。

【うきは市補助制度】

補助率50%

最大80万円まで

【補助の主な要件】

- 昭和56年5月以前に建築した木造戸建住宅
- 現在の耐震基準に適合させる改修工事

など



老朽危険家屋の解体費用補助



うきは市老朽危険家屋等除却促進事業

うきは市では周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある危険性の高い老朽危険家屋の解体費用の一部を補助します。

補助金額

解体費用の2分の1(上限50万円)

対象となる建物

次の要件を満たす建築物

- ◎周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造又は軽量鉄骨造の住宅。
- ◎建設課の職員が、隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているもの。

対象者

次の要件を満たす方

- ◎建物の所有者または相続関係者。
- ◎市税等を滞納していないこと。
- ◎うきは市内の工事施工者(市内に本店、支店等の事業所を有する工事施工者、又は市内の個人工事施工者)が解体工事を行うもの。

申請方法

- ◎申請書は、窓口もしくはうきは市ホームページから取得できます。
- ◎交付決定通知を受け取った後に工事着手してください。
- ◎受付は先着順となり、予算の額に達した場合は受付を終了します

お問合せ先

※詳しくは 建設課 建設管理係 ☎0943-75-4987 までお問い合わせください。

広 告



**解体工事のこと
まずはお気軽に
ご相談ください!**

費用を抑えるポイント公開中!

JD ジェイエヌ開発

☎0943-76-4014

有限会社ジェイエヌ開発
うきは市吉井町富永 1271-1



ブロック塀等撤去費補助事業

みなさんの身近にあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠けるものがあります。「たかがブロック塀」などと安易に考えることなく、身近なブロック塀の点検をしてみましょう。

お宅の
ブロック塀は
大丈夫？



ブロック塀の点検

自己診断

5つのチェックポイントを確認してください。

5つのチェックポイントのうちひとつでも該当するところがあれば専門家に相談しましょう。

チェックポイント1

塀に鉄筋は入っていますか？

塀の中に、直径9mmの鉄筋が次のように入っているか調べて下さい。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行って下さい。

- 鉄筋は縦横ともに80cm間隔に入っていますか？
- 縦筋は頂部の横筋にかぎがけされていますか？
- 基礎の下側の横筋にかぎがけされていますか？
- 控壁の鉄筋は、図のように入っていますか？

チェックポイント2

塀の傾き、ひび割れはないですか？

塀が傾いていたり、ひび割れていたりしていませんか？また、鉄筋が錆びていないか調べて下さい。

チェックポイント3

塀の高さが高すぎいませんか？

塀の高さは、地盤面から2m以下が調べてみて下さい。

チェックポイント4

基礎あり、根入れの深さは十分ですか？

鉄筋コンクリートの基礎は、地盤面から30cm以上の根入れがされていることが必要。まわりを掘って調べてみて下さい。（「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分のことをいいます。）

チェックポイント5

控壁はありますか？

控壁は、次の2点について調べてみて下さい。

- 控壁は塀の長さ3.4m（ブロック8個程度）ごとにありますか？
- 控壁の長さは40cm以上ありますか？

補助対象経費

国・県・市道や通学路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れ又は傾きが認められる等、特に危険な状態にあるものの撤去費用

補助率

1/2

限度額

10万9千円

補助対象事業

市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準以下の危険なブロック塀等を撤去する場合、所有者又は管理者に対して補助する。うきは市内の工事施工者が撤去工事を行うもので当該年度の2月末までに完了すること。事前協議が必要。

お問合せ先

建設課 建設管理係 ☎0943-75-4987

広 告

総合建設業 家屋解体・ブロック工事

宅地造成・駐車場整備・舗装・排水問題・防草対策・石積工事

各種補強・補修などさまざまな工事に対応しております。お気軽にご相談ください。



NAGAMATSU

永松商事建設株式会社

〒839-1405 福岡県うきは市浮羽町古川10-3

E-mail: info@nagamatsu-sk.co.jp

TEL 0943-77-2171

FAX 0943-77-2580

ご相談・お見積り無料

うきは市住宅関連補助金メニュー一覧

各補助金は併用して申請できます(※3を除く)

項目	対象となる市民	補助上限	申請時期	補助金	担当窓口
家・店舗を建てる(取得する)※1	うきは地域の木材を使う	市民 40万円 移住者 60万円	建築前	地域木材利用促進事業費補助金	農林振興課林政係 0943-75-4975
	18歳以下の子がいる世帯の新築住宅	100万円	入居後	子育て世帯等マイホーム取得支援補助金	企画財政課企画調整係 0943-73-9152
	39歳以下の新婚	新婚3年以内の新築住宅 60万円 新婚1年以内で世帯所得500万円未満の住宅	入居後	結婚新生活支援補助金	企画財政課企画調整係 0943-73-9152
	街なみ環境整備地区内で基準にあった外観の建物	300万円	建築前	町並み保存地区保存対策費補助金	生涯学習課文化財保護係 0943-75-3343
	39歳以下の新婚1年以内で世帯所得500万円未満	60万円	入居後	結婚新生活支援補助金	企画財政課企画調整係 0943-73-9152
家を借りる(賃貸)	従業員を雇用する事業所	月額2万円	入居後	従業員家賃支援補助金	都市計画準備課計画・準備係 0943-76-9063
	保育士等を雇用する保育所	月額4万2千円	入居後	保育士宿舍借り上げ支援事業補助金	福祉事務所保育所係 0943-75-49
	39歳以下の新婚1年以内で世帯所得500万円未満	60万円	入居後	結婚新生活支援補助金	企画財政課企画調整係 0943-73-9152
家・店舗を改修する※2	うきは地域の木材を使う	市民 40万円 移住者 60万円	改修前	地域木材利用促進事業費補助金	農林振興課林政係 0943-75-4975
	昭和56年5月以前の木造住宅の耐震改修※4	80万円	改修前	木造住宅耐震改修事業費補助金	建設課建築係 0943-75-4987
	在宅の重度障がい者や難病患者など※5	20万円	改修前	重度障害者(児)住宅改修費給付事業	福祉事務所福祉係 0943-75-4961
	伝統的建造物群保存地区内の特定物件の外観修理	800万円(単年度)	改修前	伝統的建造物群保存地区補助金	生涯学習課文化財保護係 0943-75-3343
	空き店舗を活用して事業活動を実施	100万円	改修前	空き店舗等活用支援事業補助金	うきはブランド推進課商工振興係 0943-76-9095
空き家を改修して住む※2	市民の転居	30万円	改修前	空き家リフォーム事業費補助金	うきはブランド推進課地域振興係 0943-76-9059
	移住者	姫治地区 100万円 姫治地区外 50万円			
	危険な空き家を解体する※3	建物の所有者、相続関係者	解体前	老朽危険家屋等除却促進事業費補助金	建設課建設管理係 0943-75-4987
危険なブロック壁の撤去	建物の所有者、管理者	10.9万円	解体前	ブロック塀等撤去費補助金	建設課建設管理係 0943-75-4987

- ※1 省エネ性能がある住宅の新築やリフォームには国の補助金があります。
国交省:こどもみらい住宅支援事業事務局0570-033-522、その他:環境共創イニシアチブ03-5565-3960
- ※2 自宅を改修(リノベーション)する子育て世帯などには、福岡県の補助金があります。
福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係 092-643-3734
- ※3 危険なブロック塀などの撤去には、うきは市のブロック塀等撤去費補助金で最大10万9千円支給されます。他の補助金と併用不可。
うきは市建設課建設管理係 0943-75-4987
- ※4 木造住宅の耐震診断には、市の補助金で最大3千円支給されます。
うきは市建設課建築係 0943-75-4987
- ※5 介護保険制度で要介護(要支援)と認定された方は、居宅サービスの住宅改修費として支給されます。うきは市保健課介護・高齢者支援係
0943-75-4960

広告


筑水建設株式会社



一生
涯の
安心
と笑
顔を



〒839-1333 福岡県うきは市吉井町富永 1610-1
☎0943-75-2040

9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日除く)

道路舗装工事・土木一式

有限会社 二子土木機工

代表取締役 三善 聖文

☎77-2719
FAX77-8643

浮羽町朝田1112番地の2



うきは市
空き家対策

